

お取引をご検討いただくにあたりご案内させていただく

スーパーファンドからのお知らせ

約款・規定集

スーパーファンド・ジャパン 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第98号
加入協会等: 日本証券業協会
一般社団法人投資信託協会
日本投資家保護基金
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
帝国ホテルタワー10階



目次

1. 勧誘方針	1
2. 顧客本位の業務運営に関する取組方針	2
3. 金融商品仲介業者のお客様へあらかじめご説明させていただく事項	3
4. 個人情報保護方針	4
5. 反社会的勢力に対する基本方針	6
6. 重要事項説明書	6
7. 約款	7
① 総合取引約款	7
② 保護預り約款	8
③ 外国証券取引口座約款	10
④ 特定口座に係る上場株式等保管委託約款	15
⑤ 非課税上場株式等管理に関する約款	16
8. 倫理コード	18
9. 有価証券等管理業務に関する契約締結前交付書面	20

1. 勧誘方針

当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融商品の販売等に関する法律」第9条の規定に基づき、「勧誘方針」を公表いたします。金融商品取引法、その他関係法令・規則等を遵守し、以下の方針に則り、適切な情報提供と助言に努めてまいります。

適正な勧誘

1. 当社は、お客様に投資勧誘を行うにあたっては、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、投資目的・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的等を勘案し、お客様の意向と実情に適合した商品をお勧めするよう努めます。
2. 当社は、商品をお勧めするにあたっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
3. 当社は、電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑になる時間帯、場所では行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。
4. 当社は、お客様ご自身の判断と責任において行われるよう、適切な情報提供に努めます。

適正な勧誘の確保

1. 当社は、お客様に不適切な投資勧誘が行われないう、役職員に対し十分な社内研修を行うように努めます。
2. 当社は、金融商品取引法及び関係法令諸規則の遵守・徹底を確保し、適切な投資勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

なお、お客様のお取引について、お気づきの点がございましたら、コンプライアンス部（電話番号：03-3508-6706）までご連絡ください。

以 上

2. 顧客本位の業務運営に関する取組方針

スーパーファンド・ジャパンは、スーパーファンドのプロダクトを通じて「お客様の金融リテラシーの向上」と「お客様の最善の利益の追求」を図ることを第一の企業価値と考え、ここに表明する方針に基づき、お客様本位の業務運営を実施して参ります。

またこの方針は、お客様や弊社を取り巻く環境や状況の変化に応じて適時に見直して参ります。

1. お客様の最善の利益の追求

スーパーファンド・ジャパンの最大の使命は、お客様とともに、お客様の最善の利益を追求することです。スーパーファンドは、1995年の創設以来、個人投資家向けのヘッジファンドプロバイダーとして世界展開してまいりました。主にマネージドフューチャーズ戦略の啓蒙活動を行なうことで長期的なパフォーマンスをお客様に提供することを重視し、経営の独立性を維持し、期間利益にとらわれず、株式公開もしていません。スーパーファンドでは、お客様の利益を最優先することが、スーパーファンドの利益であるという考え方に基づいて業務運営されております。

また、業務・コンプライアンス・能力開発等各種研修を通じ、運用業・証券業に携わるプロフェッショナルとして高度な専門性と職業倫理の向上を図ることにより、その使命の実現に努めて参ります。

2. 利益相反の適切な管理

＜利益相反管理方針＞に従い、適切に管理してまいります。

3. 手数料の明確化

お客様にご負担頂く手数料率その他の費用につきましては、明確に手数料体系を提示いたします。特に購入申込手数料は、当社取扱金融商品においては全て外枠手数料となっており、その金額は、ご購入の際把握して頂きやすくなっております。

4. 重要な情報のわかりやすい提供

可能な限り見やすく、わかりやすいウェブサイトを目指して継続的に改善を行ってまいります。

また、お客様の金融リテラシー向上に役立つ資料等のサービスの充実などにも努めてまいります。

5. お客様にふさわしいサービスの提供

スーパーファンドでは、お客様に長期的に保有していただける投資信託の組成・販売を行ってまいります。お客様との「長期的な関係」を継続して頂くことを目指し、十分なお理解のため、丁寧なお説明を行ってまいります。購入方法やその後のサポート体制(担当者)等につきましても、対応可能なプログラムのご提供やお客様のご意向に沿ったサポート体制の提供を目指します。

6. 従業員に対する適切な動機付けの枠組み等

スーパーファンドの従業員には、いわゆるコミッションセールス(歩合営業員)はありません。

弊社セミナーやご紹介により、お客様に対し、弊社プロダクトのエデュケーターとして、商品説明を行います。お電話やメール等を通じて得られたお客様の声は、サービス向上施策に反映するよう取り組んでまいります。不正な行為や事務過誤、またお客様からの苦情等、お客様の利益を損なうおそれがある事象すべてについて、管理者への報告を義務付けています。更に管理者によるモニタリングや従業員研修を定期的実施しています。

以上

3. 金融商品仲介業者のお客様へ、 あらかじめご説明させていただく事項

金融商品取引法 第六十六条の十(広告等の規制)及び
第六十六条の十一(商号等の明示)に基づく表示事項

金融商品仲介業者は、その行う金融商品仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品仲介業者である旨及びその商号、名称又は氏名、登録番号と共に、あらかじめ下記の事項を明らかにすることとなっております。

金融商品仲介業者は、スーパーファンド・ジャパン株式会社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者です。金融商品仲介業者及びその外務員は、スーパーファンド・ジャパン株式会社の社員ではありません。お客様はスーパーファンド・ジャパン株式会社と契約して総合取引口座を開設し、スーパーファンド・ジャパン株式会社がおお客様の口座の管理をいたします。

金融商品仲介業者は、所属金融商品取引業者等の代理権を授与されているものではなく、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関してお客様から金銭もしくは有価証券の預託を受ける事は一切出来ません。お客様には、スーパーファンド・ジャパン株式会社に、直接、証券取引にかかる金銭又は有価証券を預託していただく事になります。また、お客様が行う取引につき、所属金融商品取引業者に対して支払う手数料、リスク等には、商品ごと、金融商品取引業者ごとに相違があります。

金融商品へのご投資には、スーパーファンド・ジャパン株式会社が設定した所定の申込手数料および信託報酬等の諸経費、等がかかります。また、スーパーファンド・ジャパン株式会社取扱金融商品は価格変動性を伴う商品です。市況(金利、為替相場、金融商品の相場等の変動)により、当ファンドの1口当たり純資産額が元本を大幅に割り込み損失が生ずることなるおそれがあります。

お客様におかれましては、上記手数料やリスク等について、また金融商品仲介業者や所属金融商品取引業者について十分ご理解された上で、契約締結前交付書面や投資信託説明書(目論見書)およびお客様向け資料等をよくお読みの上、お取引を行って下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

上記ご説明の中で、特に下記 2 項目につきましては、お客様に特にご確認、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 金融商品仲介業者は、法令により、金銭及び有価証券をお客様から直接お預りすることができません。お客様は、当社と直接のお振込みにて、金銭お受渡しを行います。
- ② 金融商品仲介業者は、スーパーファンド・ジャパン株式会社等、業務委託契約を締結した所属金融商品取引業者(証券会社等)の取扱商品を仲介する業者です。ご購入される金融商品の内容、リスク等と共に、ご契約される金融商品取引業者につきましても、ご理解、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上

4. 個人情報保護方針

スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客様の個人情報、個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の取得と利用、適切な保護、及び苦情等を受けた場合の対応について、下記のとおり個人情報保護方針を定め、役職員一同がこれを遵守することを公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン、個人情報保護委員会のガイドライン、及び認定個人情報保護団体の指針、並びにこの個人情報保護方針を遵守します。

2. 個人情報の取得

当社は、当社のサービスをお客様にご利用いただくため、および当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために必要最小限の情報を取得するものとします。当社では、次のような方法により、お客様の情報を取得します。

- (1)お客様に、書面、またはインターネット経由で記入し、提供いただくことにより取得する方法
- (2)お客様に、当社メールアドレスに送信いただくことにより取得する方法
- (3)お客様に、当社電話システムにお問い合わせいただくことにより取得する方法
- (4)お客様が当社ホームページにアクセスされた際に、当社が記録するログにより取得する方法
- (5)お客様が当社電話システムにお問い合わせされた際に、当社が記録する音声録音により取得する方法
- (6)お客様が当社でお取引された際に、取引情報等を取得する方法
- (7)その他関係法令等に従い適正な方法により取得する方法

3. 個人情報等の利用目的

当社は、当社のサービスをお客様にご利用いただくため、および当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために必要最小限度の情報を利用するものとします。

当社は、取得したお客様の個人情報を次のような業務に利用します。

- (1)有価証券と売買、売買の取次ぎ、募集等の取扱い及びこれらに付随する業務
- (2)その他の金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

当社は、取得したお客様の個人情報を次のような目的に利用します。

- (1)当社の提供する商品、またはサービスをご利用いただくため
- (2)当社、または関連会社の商品、またはサービスの案内を行うため
- (3)適合性の原則などに照らした商品およびサービスの提供の妥当性を判断するため
- (4)お客様ご本人であることを確認するため
- (5)お客様に対し、取引結果および預り残高等の報告を行うため
- (6)お客様との取引に関する事務を行うため
- (7)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- (8)その他お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため

4. センシティブ情報の扱い

人種、信条、門地、本籍地、社会的身分、保健医療または犯罪経歴等についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に情報を、適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者への提供はいたしません。

5. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報をご正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員、および委託先の適切な監督を行ってまいります。

6. 第三者提供の制限

当社は法令・諸規則に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に開示、提供することはありません。

7. 個人情報の外部委託

当社は、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため、利用目的内の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いの全部又は一部を外部委託しております。当社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、業務委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社の個人情報の委託先及び外部委託先に取扱わせている業務には以下のようなものがあります。

【個人情報の外部委託先】

株式会社イー・ソリューションズ、株式会社だいこう証券ビジネス

【外部委託をしている主な業務】

- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務、
- ・証券業務決済システム事務
- ・お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務、
- ・情報システムの運用・保守に関する業務

8. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適切な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

9. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。なお個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合、個人番号の保有の有無について回答いたします。

10. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は当社の次の窓口まで(書面等により)お申し出ください。

スーパーファンド・ジャパン株式会社 コンプライアンス部

住所: 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテルタワー10階

電話番号: 03-3508-6706

受付時間: 午前9時～午後5時(土日・祝祭日を除く)

11. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情報保護団体である次の団体に加盟しております。当該団体では、加盟会社が行う金融商品取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談を受け付けています。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

電話番号: 03-3667-8427

ホームページ: <http://www.jsda.or.jp/>

以上

5. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

(1) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、行動規範・社内規程等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

当社は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力との取引または反社会的勢力の疑いのある取引が判明した場合には、直ちに契約等の解消または契約等の解消に向けた措置を講じ、反社会的勢力の排除、一切の関係遮断に努めます。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、有事の際には、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力との裏取引、資金提供、不適切な取引など、不当な取引は一切行いません。 以上

6. 重要事項説明書

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社がお取扱しております商品に関する「重要事項」についてご説明いたします。以下のご説明をご熟読のうえ、各商品をご購入くださいますよう、お願い申し上げます。また、各商品には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、各商品等の「契約締結前交付書面」や「目論見書」、またはお客様向け資料をよくお読みください。

当社取扱公募投資信託重要事項

1. 当社取扱公募投資信託は、投資元本が保証されたものではありません。
2. 当社取扱公募投資信託がその投資目的を達成する保証はなく、よって、元本割れのリスクを伴います。
3. 当社取扱公募投資信託への投資には、金及び貴金属の価格変動リスク、一般的な投資手法に伴う価格変動リスク、スーパーファンドのトレーディング戦略に伴う市場リスク、金利リスク、為替リスク、信用リスク、投資の流動性リスク等の他に、金融デリバティブ商品に固有のリスク(*)が伴います。
4. 受益証券の発行後、決められた評価日を基準として、当社取扱公募投資信託に対する買戻し請求が可能です。(購入後、1年以内の買戻しについては、買戻し金額の2%の手数料が課せられる場合があります。)
5. 投資の判断につきましては、その他のリスクも含め、目論見書の「投資リスク」に記載された各リスク要因を注意深くご検討の上、ご自身でご判断下さい。

(*)デリバティブ契約の取得に際し、特定の時期に納得のいく条件で執行できるという保証はなく、また、その取得自体も保証されません。先物契約等の価値は、それらの原証券や通貨の価格変動よりも大きな割合で変動します。また、ポジション価値の減少を十分にヘッジできない可能性や、特定のリスクをヘッジできない可能性があります。

**当社取扱公募投資信託のお取引に関しては、
金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**

以上

7. 約款

① 総合取引約款

第1章 総合取引

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引、外国証券の取引、特定口座に係る取引について、お客様とスーパーファンド・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款及び別に定める保護預り約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上場株式等保管委託約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- ① 有価証券の保護預り取引
- ② 外国証券の取引
- ③ 特定口座に係る取引

(申込方法等)

第3条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ所定の書類を添付して申込みを行い、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

2 お客様が前項の申込みをされる場合には、第2章に定める振込先指定方式の利用の申込み(あらかじめ銀行預金口座等を届出いただけます。)を同時にお願いたします。

3 総合取引のお申込みには、お客様が「上場会社等の役員等」に該当するか否かを確認させていただきます。

4 お客様が、総合取引の申込みに際し「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、本人確認および取引の目的、職業・事業内容の確認、法人の場合は実質的支配者等の確認も行わせていただきます。又これらの事項に変更がある場合は、当社にお届いただく必要があります。

(届出印鑑等)

第4条 お客様は、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名、お勤め先等を届出いただけます

(既存取引等の継続)

第5条 この約款制定の際、お客様が既に当社で利用されている取引及び取扱いは継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用頂きます。

第2章 振込先指定方式

(振込先指定方式)

第6条 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により、当社がお客様に支払うこととなった金額(以下「金銭」という。)をお客様のあらかじめ指定する銀行預金口座(以下「振込先指定口座」という。)に振込む方式をいいます。

(振込先指定口座の取扱い)

第7条 振込先指定口座は原則として当社の口座名義と同一としていただきます。

2 当社に振込先の預貯金口座をお届出済みの場合においても、本章に基づいて指定された口座を振込先指定口座として取扱わせていただきます。

(振込先指定口座の変更)

第8条 振込先指定口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出いただけます。

(金銭受渡精算方法の指示)

第9条 金銭受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただけます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は口座番号等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

(受入書類等)

第10条 前条に基づき振込みをする場合には、その都度受領書等の受入は不要といたします。

(手数料等)

第11条 振込に係る手数料は当社所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

第3章 報告・連絡

(取引の報告)

第12条 当社是有価証券の売買等の取引が成立した場合、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づく契約締結時交付書面(取引報告書)を遅滞なく交付いたします。

(取引残高報告書)

第13条 当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第98条等の規定に基づき、お取引又は残高がある場合には、四半期に1度、期間内のお取引内容、お取引後の残高等を記載した取引残高報告書を残高照合のための報告内容を含めお客様に交付いたします。

第4章 雑則

(後見開始等の届出)

第14条 お客様について、後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所よりなされたときは、直ちにその旨を当社所定の方法により届出下さい。

(取引の解約)

第15条 以下の事由に該当した場合には、取引が停止され、又は当社の申し出又は通知により口座又は各契約が解約されるものとし、お客様は当該取引停止又は解約、ならびにそれらに伴う損害等について、異議申立て及び損害賠償要求等を行わないものとします。

- ① お客様から総合取引口座の解約のお申出があった場合
- ② 第19条により総合取引口座が廃止された場合
- ③ 第20条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- ④ お客様が総合取引口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ⑥ お客様が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、

取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為等(「反社会的行為」という。)を行ったと認められた場合

- ⑦ お客様の法令諸規則等の違反、その他やむを得ない事由により、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと当社が判断した場合
- ⑧ 合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて取引停止又は解約を申出た場合
- ⑨ 当社が該当する取引又は契約に関する業務を営むことができなくなった場合、又は当該業務を終了した場合

(公示催告等の調査等の免除)

第16条 当社は、お預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査及び通知はいたしません。

(免責事項)

第17条 当社は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ① 当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害
- ② 当社が第9条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ③ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- ④ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑤ 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく有価証券の注文執行又は保護預り証券若しくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害
- ⑥ 電信または郵便の誤謬や遅延、証券取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合等(ただし、当社の責に帰するものを除きます)、当社の責に帰することのできない事由が生じた場合

(届出事項の変更)

第18条 届出事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。

2 前項のお申出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

3 第1項によりお届出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、お預りした有価証券又は金銭の返還のご請求には応じません。

(口座廃止の処理)

第19条 当社は、お客様の取引及びお預り残高がなくなった後当社の定める一定期間後口座を廃止させていただくことがあります。

(約款の変更)

第20条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等によりその必要が生じたときは、改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(その他)

第21条 約款に定めのない事項は、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」等の各取引の約款・規定によるものとします。

以上

② 保護預り約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様とスーパーファンド・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2 当社は、前項によるほかお預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社で定めるところによりお預りします。

3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

1 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。

3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。

4 前号による保管は、大券を持って行うことがあります。

(混蔵保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

2 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還する時は、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

(共通番号の届出)

第5条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)(その他関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規程する法人番号。以下同じ。)(の)通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただけます。その際、番号法その他の関係法令に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

2 「総合取引口座設定申込書(兼)保護預り口座設定申込書」に押なされた印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします

(保護預り証券の口座処理)

第6条 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の

振替が行われないことがあります。

(担保にかかる処理)

第7条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合には、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客様への連絡事項)

第8条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告、ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより、四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス部に直接ご連絡ください。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)という。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(償還金等の代理受領)

第9条 保護預り証券の償還金又は利金(分配金を含。以下同じ。)の支払がある時は、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第10条 当社は、次の場合には保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- 1 保護預り証券を売却される場合
- 2 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- 3 当社が第9条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第11条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項によりお届出があった場合は、当社は相応の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料等)

第12条 当社は、口座を設定したときには、その設定時及び口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払がないときには、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(解約)

第13条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- 1 お客様から解約のお申出があったとき
- 2 前条による料金計算期間が満了した時に保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)
- 3 第16条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されないとき
- 4 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 5 お客様が総合取引口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出た時
- 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- 7 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続したいと認めて解約を申し出た時

(解約時の取扱い)

第14条 前項に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法によりお客様のご指示によって換金、反対売買等を行った上、売却代金等の返還を行います

(公示催告等の調査等の免除)

第15条 当社は、保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第15条の2 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第16条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 当社が、当社所定の証書に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- 2 当社が、当社所定の証書に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- 3 お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- 4 天災地変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の不可抗力により、この約款に定める事項、金銭又は有価証券の授受又は寄託の手続き等が遅延又は不能になったとき

(この約款の変更)

第17条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときは、改訂されることがあります。尚、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがない時は約款の改訂にご同意いただいたものとして取扱います。

(個人情報等の取扱い)

第18条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局に提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織

- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上適用外受益者として扱われる者を除きます)

以上

③ 外国証券取引口座約款

第1章 総 則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により買付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下「本口座」という。)により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所(以下「当該取引所」という。)、日本証券業協会及び決済会社(株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。)が所在する国又は地域(以下「国等」という。)の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混蔵委託等)

第4条 申込者が当社に委託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「委託証券」という。)は、混蔵委託契約により委託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 委託証券は、当社が名義で決済会社に混蔵委託するものとし、委託証券が記名式の場合は、決済会社が当該委託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混蔵委託される委託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「委託証券等」という。)は、当該委託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 申込者は、第1項の委託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に委託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(委託証券に係る共有権等)

第4条の2 当社に外国証券を委託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に委託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に委託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2 委託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

(委託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)

第5条 申込者が委託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は委託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該委託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」という。)に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 委託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該委託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる委託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該委託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 委託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。)、償還金、委託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、委託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。

- ② 株式配当(源泉徴収税(寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。))が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱いいます。
- a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
 決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等)にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等)にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。
- ③ 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。
- ④ 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- 2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除する方法により申込者から徴収します。
- 6 配当に関する調査の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱いいます。
- a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
 申込者が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
 決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- ② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等)に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- ④ 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- ⑤ 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- ⑥ 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができ

るものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の期限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第12条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第13条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- ④ 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ② 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③ 申込者が有する外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④ 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除く。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤ 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥ 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

とします。

- ⑦ 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- ⑧ 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨ 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩ 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- ② 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ④ 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑤ 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑥ 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦ 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- ① 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ② 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

- 2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- ① 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
 - ② 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第4章 雑 則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第24条 申込者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と言う。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

(届出事項)

第24条の2 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
- ② 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- ③ 第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
- ④ 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ⑥ 申込者が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為等(「反社会的行為」という。)を行ったと認められたとき
- ⑦ 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。

なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

- ① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該

国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めによりお客様の当該情報が米国税務当局に提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他組織
 - ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
 - ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます）
- 以上

④ 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、個人のお客様が特定口座内保管上場株式等（同項に規定される特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいう。以下、同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、スーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（特定口座開設届出書等の提出）

第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

（特定口座開設の条件）

第3条 当社は、お客様から特定口座開設について、前条第1項に定める方法により提出を受けたとき、当社は次の条件をすべて満たしたお客様に対して特定口座を開設いたします。

- ① お客様から総合取引口座設定申込書の提出を受けている場合
- ② 特定口座開設届出書の記載事項等に不備等がない場合
- ③ 有効な本人確認書類が添付されている場合

（特定保管勘定における保管の委託）

第4条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ）において行います。

（特定口座を通じた取引）

第5条 お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、次の各号に定める方法により行うものとします。

- ① 買付：上場株式等を買付ける場合は、すべて特定口座を通じて取得するものとします。
- ② 売付：上場株式等を売付ける場合は、売却する上場株式等が特定口座内に保有されている場合は、お客様から申出のない限り、特定口座内の当該上場株式等を売却します。

（所得金額等の計算）

第6条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令に基づき行われます。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

第7条 当社はお客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみを受入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの
- ② 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を、所定の方法により、当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れるもの
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得したもので
- ④ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れるもの

（譲渡の方法）

第8条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法により行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第9条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社のお客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第10条 当社は前第7条第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

（贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

第11条 当社は前第7条第4号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項から第18項に定めるところにより行います。

（年間取引報告書の送付）

第12条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特別口座年間取引報告書を翌年1月31日までにお客様に交

付いたします。

(契約の解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当社が解除を申出た場合

(合意管轄)

第14条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

⑤ 非課税上場株式等管理に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「スーパーファンド・ジャパン株式会社の総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等(住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り)、
「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止届出書」若しくは「非課税管理勘定廃止届出書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止届出書」又は「非課税管理勘定廃止届出書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止届出書」が提出される場合において、当該廃止届出書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止届出書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法施行令第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止届出書」を交付します。

① 1月1日から9月30日迄の間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日迄の間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることになっていた時

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止届出書」を交付します。

7 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」「非課税口座廃止届出書」又は「非課税管理勘定廃止届出書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年(以下「提出年」といいます。))において設けられ「非課税口座廃止届出書」又は「非課税管理勘定廃止届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定が出来る旨等の提供があった日(設

定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(非課税管理勘定における処理)

第4条 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社へ、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取り扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)

② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り。)

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第9条 当社は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号又は第2号に定めるところにより行います。

(非課税口座取引である旨の明示)

第10条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り。)

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、当社所定の方法によりその旨の明示を行っていただく必要があります。

(契約の解除)

第11条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第3項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国の日

③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ お客様がこの約款の変更へ同意されないとき

(合意管轄)

第12条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更へ同意したものとみなします。

以上

8. 倫理コード

当社は、国民経済における資金の運用・調達の間である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、当社の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。

このため、当社の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1. 社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

2. 利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。
また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3. 守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。
反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

5. 顧客利益を重視した行動

投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。

6. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。

さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。

7. 顧客に対する助言行為

顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、顧客に対して助言行為を行うことはしない。

8. 資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

9. 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。

また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、当社に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以上

9. 有価証券等管理業務に関する 契約締結前交付書面

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明
(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

1. 手数料などの諸経費について

当社では有価証券や金銭のお預かりについて口座管理料等の費用は頂戴しておりません。

2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

3. 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

4. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

5. この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ① お客様から解約の通知があった場合
- ② この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ③ お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

6. 当社の概要

商号等	スーパーファンド・ジャパン株式会社 (Superfund Japan Co., Ltd.)
本店所在地	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第98号 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー10階
電話	03-3508-6700
HP	http://www.superfund.co.jp/
Eメール	tokyo@superfund.com
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、 日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
主な事業	金融商品取引業
資本金	2億7千5百万円(平成29年3月末現在)
株主	1法人(100%)
設立	2005年11月1日
営業開始	2006年7月1日
決算期	3月

7. 当社取扱い金融商品のお申込手数料

一律【外枠手数料】
税込み3.24% (税抜き3.00%)

例えば、当社取扱投資信託に100万円投資される場合、
税込み手数料32,400円と合わせて103万2400円をご入金いただきます。

※円建ての場合は円未満切捨て、米ドルの場合はセント未満切捨て。

※ご購入の際には、投資金額に上記のお申込手数料を加えた金額を
弊社指定銀行口座にご送金ください。

尚、銀行送金時の振込手数料はお客様のご負担になりますので、予めご了承ください。

以上



Superfund Japan Co., Ltd.

Imperial Hotel Tower 10F, 1-1-1 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011 Japan

Phone: 03 3508 6700 HP: www.superfund.co.jp

2017.12